

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 児童手当の手続き 出産した翌日から15日以内に お手続きください。 ※手続きが遅れた場合は、手続き の翌月分からの支給となります。 ※中学校卒業までの子どもを養育 する親等に支給します。	〈第1子の出生など新規の方〉 ●保護者(世帯の収入の中心者)の健康保険被保険者証 ●保護者名義の通帳又はカード ●父母のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ※代理の方が手続きをする場合は委任状 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 〈第2子以降の出生等支給対象児童が増えた方〉 ●受給者(保護者)の健康保険被保険者証	あいぱーく光 窓口 [8] こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
6 乳幼児医療費助成制度 ※小学校就学前までの児童(6歳 到達後最初の3月31日まで)の医 療費を助成します。	●お子様の名前が記載されている健康保険被保険者証 ▲父母のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ▲父母の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可) ▲届出人の身分を証明できるもの(運転免許証や健康保険証等) ※転入などにより、父母が本市以外で課税されている場合、父母本人の署名による 情報連携の同意書の提出が必要です。代理の方が手続きをする場合は、委任状が 必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しく はお問い合わせください。	あいぱーく光 窓口 [8] こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
7 児童扶養手当の手続き ※父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達 後最初の3月31日まで)を養育している 父母又は父母に代わって児童を養育し ている方に支給します。	【 所得による制限があります 】 * 公的年金や遺族補償等を受けることができるときなどについて、支給とならない 場合がありますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 窓口 [8] こども家庭課 家庭相談係 ☎0833-74-3006
8 ひとり親家庭医療費 助成制度 ※18歳まで(18歳到達後最初の3 月31日まで)の母子・父子家庭の 児童及び養育者の医療費を助成 します。	【 所得による制限があります 】 ※市外から転入された方などについては、必要に応じて提出する書類がありますの で、手続き前にお問合せください。 ●保護者とお子様の健康保険被保険者証 ▲保護者とお子様のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ▲保護者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可) ※転入などにより、本市以外で課税されている場合、情報連携の同意書の提出が必要 です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくは お問い合わせください。	あいぱーく光 窓口 [8] こども政策課 こども政策係 ☎0833-74-3009
9 低体重児出生届 ※低体重児(2500g未満)のお子さ んが産まれた時に提出が必要です。	●低体重児出生届(母子健康手帳に同封されています) ●母と子のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ●運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真なしは2点)	あいぱーく光 窓口 [9] こども家庭課 母子保健係 ☎0833-74-1108
10 下水道の使用人数の変更 ※井戸水で下水道を使用されている 方のみ	<水道水で下水道を使用されている方> * 手続き不要です。 <井戸水で下水道を使用されている方> * 手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	本庁1階 窓口 [12] 下水道課 業務係 ☎0833-72-1473
11 市営住宅の家族異動届	●世帯全員の住民票	本庁2階 建築住宅課 住宅係 ☎0833-72-1566

「光市行政手続きガイド」 出生したとき

出生したときの主な手続き	【記号の説明】
	●: 持ち物のうち必ず必要なもの ▲: 該当する場合のみ、必要となるもの 注: ㊦マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

主な手続き:	手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
1ページ ●母子健康手帳 ●出生届 ●国民健康保険 光市国民健康保険以外の 健康保険の手続きについ ては、勤務先、健保組合、 協会けんぽなどにお問合 せください。	(妊娠した時) 1 妊娠の届出 母子健康手帳の交付を受ける マイナンバーカードをお持ちの方は、電子申請が 可能です。 詳細は光市ホームページをご確認ください。	●医療機関発行の「妊娠届出書」 ●マイナンバー(個人番号)がわかるもの ●運転免許証や健康保険証等の身分証明書 (写真がないものは2点) ※妊婦本人の来所が難しい時は妊娠届出書内の「委任状」を記載の上、ご家族がお越しください。(妊婦 のマイナンバー(個人番号)がわかるものと代理人の身分証明書が必要)	あいぱーく光 窓口 [9] こども家庭課 母子保健係 ☎0833-74-1108
2ページ ●児童手当 中学校卒業までのお子 様を養育する親等に支 給します。 ※公務員の方(独立行 政法人等にお勤めの方 を除く)は所属先に 申請してください。 ●乳幼児医療費助成 制度 ●児童扶養手当 ●ひとり親家庭医療 費助成制度	(出生した時) 2 出生届 出産した日から14日以内にお手続 きください。 3 国民健康保険 ・ お子様の国民健康保険の加入 出産した日から14日以内にお手続 きください。 4 国民健康保険 ・ 出産育児一時金の申請 ※医療機関等で直接支払制度(国 民健康保険から医療機関へ直接支 払う制度)を利用し、出産費用が支 給額(50万円)を上回った場合、手 続きは不要です。	●出生届 ●母子健康手帳 ●世帯主のマイナンバー(個人番号)がわかるもの ※大和支所又は各出張所で手続きをされた場合は、後日、 保険証又は資格確認書等をご自宅に郵送します。 ●保険証又は資格確認書等 ●直接支払制度に係る合意文書 (通常、医療機関で受け取ります) ●医療機関発行の請求明細書 ●世帯主名義の口座のわかるもの	本庁1階 窓口 [1] ㊦ 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1422 *土日祝日・夜間は本庁1階当直のみ 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211 本庁1階 窓口 [2] ㊦ 市民課 国民健康保険係 ☎0833-72-1426 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211 本庁1階 窓口 [2] 市民課 国民健康保険係 ☎0833-72-1426 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-2211

